

令和4年第7回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和4年7月7日(木) 午後3時00分から午後3時25分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大議室

3 出席委員(7名)

会	長	8番	宮本	敏郎
会長職務代理者		7番	朝倉	友子
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		6番	岩井	秀喜

4 欠席委員 5番 長谷川 貴子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について

報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 森田 勲

7 農地利用最適化推進委員(4名)

日暮 秀男 竹本 英二 岩竹 一哉 岩田 公夫

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和4年第7回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員8名中7名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、7番 朝倉友子委員、1番 増田榮委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題とし、整理番号1から整理番号3までは、同一事業なので一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号 整理番号1から3までについてご説明させていただきます。場所については2ページを、土地の利用計画は3ページと4ページをご覧ください。

はじめに、整理番号1 農地の所在は、安食字前新田、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は602㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

続いて、整理番号2 農地の所在は、安食字前新田、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は257㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

続いて、整理番号3 農地の所在は、安食字前新田、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は177㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

この整理番号1から3までは、農地の転用を伴う所有権移転を目的として、農地法第5条の許可を申請したもので、合わせて1,036㎡です。

転用事由は建売分譲住宅を15棟建設するものです。

内訳として農地の部分に5棟、地目が宅地及び雑種地に10棟建設し、開発総面積は3,163.17㎡です。

それでは農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご報告いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地ではありません。

現地は、市街地近郊農地で、JR安食駅から概ね400メートルに位置し、市街地として発展する可能性があり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地(a)に該当すると判断いたします。

第2種農地の場合、申請地に代えて他の土地を供することで、事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、他に代替できる適当な土地が無いとのことなので問題ないと考えます。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、残高証明書等から問題はないと思われま

す。次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、周辺に農地は無く、事業区域周囲にコンクリートブロック等を設置し、区域外への土砂の流出を防止し、雨水は各宅地内に公共雨水枡を設置し、新設の道路側溝より既存の町道の側溝へ接続し、汚水及び雑排水は各宅地内に公共汚水枡を設置し、新設の公共下水道管を得て、既設の公共下水道管に接続し排水を行うことから、周辺への影響は及ぼさないと判断いたします。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は、農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○1番（増田榮）

申請地は、市街化区域に近郊する農地になり、現在耕作はされていない状況でした。

また、周辺農地への影響については、事務局から説明したとおり問題はないと思われま

す。○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の日暮さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

申請地周辺は、住宅地で問題はないと思います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1から整理番号3は同一事業なので一括して採決します。議案第1号 整理番号1から整理番号3までを原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1から整理番号3までについては、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、5ページと6ページ、議案第2号 整理番号1について、ご説明いたします。

場所については、7ページから13ページをご覧ください。

この後の報告第1号 整理番号1により今まで耕作していた借受人である小川博氏の事情により、合意解約がされ、農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、農用地の再設定を行なうものでございます。

議案第2号 整理番号1の借受人の小川熙氏は、これまで父である小川博氏とは別に農業を営んでおりましたが、今後を見据え、今回、借受人である小川熙氏が「事業主」となり父と一緒に農業を営むことになり、今回の申請に至ったものでございます。借入予定地は、記載のとおりで合計66筆163,751㎡、父である小川博氏名義で借り入れている農地を小川熙氏名義で借り直すものでございます。

10アール当たりの賃借料は従前と同額になり、期間は令和4年7月20日からとなります。すでに農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるためまちまちとなっております。

また、この借受人の小川熙氏については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件についても問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手あり）

○議長（宮本敏郎）

はい、日暮委員。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

父である小川博氏名義で借り入れている農地を、子の小川熙氏名義で借り直すというのですが、親子であっても手続きは必要になるのか。

○事務局長（湯浅実）

親子間での変更になりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律上、手続きは必要になります。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

わかりました。

○議長（宮本敏郎）

他にございませんか。

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手多数、よって、議案第2号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、14ページと15ページ、報告第1号 整理番号1と2について、ご説明いたします。

場所については、整理番号1は先ほどの議案第2号 整理番号1と同じで、7ページ

から13ページになります。整理番号2については16ページをご覧ください。

整理番号1 農地利用配分計画による利用権を合意解約する農地は、合計66筆163,751㎡です。

整理番号2 農地法による賃貸借権を合意解約する農地は、632㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日は記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人または貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人または貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第2号 農地法第5条届出に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、17ページ 報告第2号についてご説明させていただきます。

場所につきましては、18ページをご覧ください。

申請地は、安食字上前、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は89㎡です。転用目的は、駐車場用地になります。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、令和4年6月7日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、19ページ、報告第3号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、20ページをご覧ください。

本件は、千葉県地方法務局成田出張所より令和4年6月7日付けで照会があった件について、令和4年6月17日専決処分により回答したものでございます。

農地の所在は、和田字外上耕地、登記簿が畑、面積が156㎡になります。

令和4年6月17日に朝倉委員、齊藤推進委員及び事務局で現地調査をしてまいりました。現地は長門川沿いにあり、樹木が生えており土地の一部が川に侵食されている状況でした、航空写真や税務課の課税資料からも過去20年以上農地でないと判断できたため、現況地目を「非農地」として回答したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和4年第7回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時25分閉会